

契 約 書 (案)

件 名 東京国立近代美術館で使用するガスの供給 一式

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、東京国立近代美術館で使用するガスの需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲が使用するガスを需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成30年9月1日から平成31年8月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は別表のとおりとする。

2 前項の料金に含まれる消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、料金額に108分の8を乗じて得た額である。

3 社会情勢及び外的要因等により、契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議により価格を改定できるものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（年間引取量の減）

第6条 甲のガス使用量は、契約年間使用量を上回り又は下回ることができる。ただし、甲の年間ガス使用量が契約年間引取量を下回る場合は、精算額の支払について、別に定める大口ガス供給約款に従うものとする。

（契約最大時間流量の超過）

第7条 甲の最大時間流量は、契約最大時間流量を上回ることができる。ただし、この場合においては、精算額の支払について、別に定める大口ガス供給約款に従うものとする。

（計量）

第8条 乙は、毎月1回、乙の定める日に一般ガス事業者が設置した取引用ガスメーターにより計量するものとする。

2 前項に掲げる使用ガス量の単位は、1立方メートルとし、小数点第1位以下の端数は切捨てとする。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に規定する計量後、当該月における使用ガス量に別表に定める調整単位料金を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を1ヶ月ごとに甲に請求するものとし、甲は、適法な請求を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に料金を支払うものとする。

2 甲は、前項の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合には、別に定める大口ガス供給約款に従い計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲及び乙が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、ガスの供給をする見込がないと甲が認めたとき。

二 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。

三 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用ガス量に第3条に定める契約金額（基準単位料金）を乗じて得た額に第3条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第14条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙の役員又は使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

四 第7条第1項の規定より、この契約の全部又は一部を解除することが確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することになった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（暴力団排除に関する事項）

第15条 乙は、甲に対し、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、確約するものとする。

一 自社、自社の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。

イ 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ 上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

二 自社の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

（損害賠償）

第16条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

（協議）

第17条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区北の丸公園3番1号
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 神代 浩

乙

契 約 金 額

基準単位料金 (税込)

項目	金額
1 m ³ あたり	円

上記基準単位料金は、基準トン当たり原料価格が57,250円、及び石油石炭税等租税課金がLNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合のものとする。

規準単位料金は、トン当たり原料価格の変動に応じ、料金適用月ごとに乙の通告により調整するものとする。当該月に適用する調整単位料金は、基準単位料金に、乙が通告する原料価格算定月ごとのトン当たり原料価格と、基準トン当たり原料価格との変動額100円につき、1立方メートル当たり0.081円×(1+消費税率)を加減して算定するものとする。

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

=基準単位料金±0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(上記の算式によって求められた計算結果の小数点第4位以下の端数は切り捨て)

石油石炭税等租税課金の変動した場合には、大口ガス供給約款に定める算定式に従い、基準単位料金調整額を算定後、その変動の発生した原料価格算定月に対応した料金適用月から、基準単位料金に加減して調整単位料金を算定するものとする。

(※項目等については落札者の提示する料金体系に応じ修正・追加等を行う)